
自家発補給電力 A

[契約電力 500 キロワット以上]

主契約料金条件

2025年4月1日実施



四国電力株式会社

自 家 発 補 給 電 力 A
[契約電力500キロワット以上]
(主契約料金条件)

目 次

本 則

1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式、供給電圧および周波数	1
5	契 約 電 力	1
6	料 金	2
7	自家発補給電力Aの使用	3
8	自家発補給電力Aを使用された場合の最大需要電力	3
9	そ の 他	4
	附 則	5

本 則

1 適 用

この自家発補給電力A[契約電力500キロワット以上]料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は、自家発補給電力Aといたします。

3 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受け、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるためのものであり、契約電力が500キロワット以上、かつ、原則として2,000キロワット未満であって、当社との協議がととのつた場合に適用いたします。ただし、常時供給分とあわせて契約する場合は、常時供給分の契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

5 契 約 電 力

- (1) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（発電設備の容量は定格出力とし、以下これにならいます。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものといたします。
- (2) (1)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との

協議によって定めます。

イ 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量からお客さまの予備発電設備の容量を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

また、予備発電設備が設置されている場合は、あらかじめその定格出力および運転方法等の資料を提出していただきます。

ロ 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といいます。）を差し引いた値

なお、発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合は、あらかじめしゃ断される負荷設備の明細およびしゃ断方法等の資料を提出していただきます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給条件〔高圧・特別高圧〕別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいます。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといいます。また、電力量料金は、業務用電力〔契約電力500キロワット以上〕料金条件（以下「業務用料金条件」といいます。）に定める燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものといいます。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、業務用料金条件に定める料金単価および算定方法にもとづき算定いたします。ただし、常時供給分とあわせて契約する場合は、常時供給分の契約種別の主契約料金条件に定める料金単価および算定方法にもとづき算定するものとし、常時供給分の基本料金とあわせて算定いたします。

なお、その1月に、自家発補給電力Aを使用されない場合の基本料金は、まったく電気を使用しないとみなして算定いたします。また、その1月に前月から継続して自家発補給電力Aを使用された期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力Aを使用されなかった期間を上回らないときは、その期間は、前月における自家発補給電力Aの使用とみなし

ます。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、業務用料金条件に定める料金単価および算定方法にもとづき算定いたします。ただし、常時供給分とあわせて契約する場合は、常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(3) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用料金条件に定める算定方法にもとづき算定いたします。ただし、常時供給分とあわせて契約する場合の力率は、常時供給分の力率といたします。

なお、自家発補給電力Aを使用されない場合、その1月の自家発補給電力Aの力率は、85パーセントとみなします。

7 自家発補給電力Aの使用

- (1) お客様が自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- (2) 常時供給分（契約電力500キロワット以上〔契約電力が協議によって定められているもの〕）とあわせて契約する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(1)にかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

8 自家発補給電力Aを使用された場合の最大需要電力

常時供給分とあわせて契約する場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

- (1) 常時供給分の契約電力が500キロワット未満のお客さま（最大需要電力が500キロワットを超過し、契約電力の協議がととのっていない場合を含みます。）で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力を超過したことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (2) 常時供給分の契約電力が500キロワット以上のお客さまで、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかなときは、自家発補給電力Aの使用とみなされ

る需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、常時供給分と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

9 そ の 他

- (1) 常時供給分とあわせて契約する場合の常時供給分の契約種別は、業務用電力といいたします。
- (2) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期および冬期の厳気象月をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。
なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。
- (3) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (4) 常時供給分とあわせて契約する場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、原則として、その1月の使用時間中における30分ごとの需要電力の最大値から、8（自家発補給電力Aを使用された場合の最大需要電力）により定めた最大需要電力を差し引いた値を、常時供給分のその1月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力といします。

附 則

(実 施 期 日)

この料金条件は、2025年4月1日から実施いたします。

